

丹後王国「食のみやこ」施設活用団体募集要項

丹後王国「食のみやこ」の管理運営について、以下のとおり施設活用団体を募集します。

1. 募集する施設の概要等

(1) 名称

丹後王国「食のみやこ」

(2) 所在地

京都府京丹後市弥栄町鳥取 1 2 3 別紙位置図

〔 「峰山駅」よりタクシーにて約 10 分（約 6 km） 〕

(3) 施設の目的・性格・沿革

丹後王国「食のみやこ」は、豊かな自然に恵まれた丹後半島を背景に、見て、ふれて、あじわって、体験する本格的な体験型農業公園として、平成 10 年 4 月に開園しました。

平成 27 年 4 月には、丹後の本物の食をあじわう拠点、人材育成などの 10 次産業化拠点、丹後観光のゲートウェイを担う拠点として、リニューアルオープンしました。

園内には、地元の情報発信を担う観光案内所を始め、地元野菜の直売所、食に関する手作り体験施設、丹後の名産品等が並ぶお土産ショップ、交流会や研修会等を行える情報交流センター、その他地元食材を活かしたレストランやホテル、体験農園など、様々な施設があります。平成 28 年 1 月には、重点道の駅に指定されました。

地元市町、教育機関、商工・観光関係団体、農業者等と連携し、さまざまな魅力あるイベントを開催するなど、丹後の魅力発信を通じた地域活性化を目指しています。

(4) 施設の規模

平面図 資料 1
①公園面積 116,546.70 m²
②延床面積 7,796.24 m²
③構 造 鉄筋コンクリート造り 1 棟 外

(5) 施設概要

資料 2 - 1

農産物直売所・物販店舗 1 棟（農産物直売所、土産等販売店舗）

宿泊施設 1 棟（客室 28 室、大浴場、レストラン等）

手作り加工体験施設 4 棟（加工場棟 2 棟、体験工房棟 1 棟、便所棟）

観光案内所・集荷場 2 棟（インフォメーション、農産物集荷場）

情報・交流センター 1 棟（交流ホール、資料展示室等）

レストラン、店舗 外

駐車場 普通車 520 台、大型車 12 台、身障者用 5 台

貸し付ける 〔 建物一覧 資料 2 - 2、土地・工作物一覧 資料 2 - 3
備品一覧 資料 2 - 4 〕

（６）現在の施設活用団体

一般財団法人丹後王国食のみやこ

（７）施設の利用状況

「入園者数の実績」資料3を参照してください。

2. 基本的な活用方針

丹後王国「食のみやこ」は、丹後の農産物を活かした食の交流や、生産・加工・販売にかかわる食人材の育成、観光客等の誘致により、丹後地域の活性化を図り地域経済の発展を目指している施設です。多様な入園者ニーズに的確に対応し、利用者サービスの向上を図るため、次のことに留意して施設を活用してください。

（１）活用方針

- ① 施設の設置目的に沿って、施設の効用を最大限発揮すること。
- ② 施設の設置目的を達成するため、必要な業務を適切に実施すること。
- ③ 入園者が快適に施設を利用できるよう、適切な管理運営を行うとともに、効果的・効率的な管理運営を行うこと。
- ④ 入園者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- ⑤ 地域団体や地元住民、NPO等との相互理解、連携、協力、協働に努めること。
- ⑥ 丹後の農林水産物を積極的に活用した料理や加工品の開発・販売等の6次産業化の推進に努めること。
- ⑦ 施設を活用した収穫体験に加え、周辺施設との連携による農林漁業体験や自然体験等の提供の推進に努めること。
- ⑧ 地域企業や商工観光関係団体等との連携を密にし、施設や地域の活性化を図ること。
- ⑨ 京都府の施策を理解し、連携を図り、積極的に参画すること。

（２）その他

丹後地域の「食」を担う人材育成の拠点づくりを中心とした10次産業化及び観光拠点としての強化を図っているところです。

施設活用団体には、この目的を実現するため、京都府とともに積極的に取り組んでいただくことを求めていますので、積極的に提案してください。

3. 施設の基本的事項

（１）休園日等（現行）

①休園日 火曜日休園

②開園時間 【平日】 9：00～17：00

【土日祝】 9：00～21：00（17：00以降はレストランのみ営業）

※ なお、施設活用団体は、知事の承認を得て、休園日・開園時間を変更することができます。したがって、施設活用団体は、休園日・開園時間の設定に当たって、利用率や

サービスの向上に配慮していただき、新たな視点から柔軟に検討していただくことが可能です。

（２）関係法令等の遵守

施設活用団体は、関係法令、条例及び規則等を遵守し、施設の設置目的に沿って適正に施設を活用してください。

特に、施設活用団体で従事する者の労働に関する権利を保障するため、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働契約法その他の労働関係法令を遵守してください。

（３）施設の活用に伴う留意事項

施設活用団体は、施設の活用に当たっては別添 丹後王国「食のみやこ」の貸付に係る留意事項に記載の内容の他、以下の点に留意してください。

- ① 施設活用団体は、善良なる管理者の注意をもって、施設を常に良好な状態に維持してください。
- ② 施設活用団体は、施設の設置目的の達成に向けて、次に掲げる事項に取り組むものとします。
 - ア 地域資源を活用した農林漁業体験や自然体験等、周辺施設や地域と連携した農産物の販売促進や、地域の活性化が図られる取組
 - イ 府からの別途委託する、施設の整備強化に資する取組
 - ウ 施設の効果的な活用に資する、利用者アンケートや自己評価の実施及び結果報告

（４）個人情報の取扱い

施設活用団体は、施設の活用を通じて取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に行ってください。

（５）リスク管理、責任分担

施設の保守管理・安全点検・衛生管理は施設活用団体の負担とします。

事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次責任は施設活用団体が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに府に報告していただくことが必要となります。

また、災害発生時には、市町村の地域防災計画で指定されていない場合でも避難所としての対応や、ボランティア活動拠点、物資集積所等の役割を担うことがあります。

なお、施設に対する包括的な管理責任は府の責任とします。

種類	項 目	負担区分		備 考
		団体	府	
リスク管理	不可抗力(天災・事故等)による施設等の損害復旧	協議事項		不可抗力による損害復旧費用は事案により協議
	第三者賠償	○	○	貸借物件の使用に当たり第三者に損害を与えた場合の賠償
	建物共済の加入・負担	○	○	府が加入し、施設活用団体が分担金を負担する。
	利用者に係る賠償責任保険加入	○		貸借物件の使用に起因した利用者への十分な補償を担保するため、施設活用団体に賠償責任保険への加入を求める。
貸借物件の保守	貸借物件の安全確保(保守点検・法定点検等)	○		施設活用団体が行う。
	貸借物件の維持管理(清掃等含む)	○		施設活用団体が行う。
	貸借物件の利用承認等	○		施設活用団体が行う。
建物等の修繕工事	建物等の大規模修繕		○	構造耐久上主要な部分(駆体、基礎軸組等)は、府が行う。
	建物等の維持管理上の修繕	協議事項		府と協議を行う。ただし、1件 300 千円未満の小修繕は、協議せずに施設活用団体が行うことができる。
	建物等の新設、増改築			
備品の修繕等	備品の修繕	○		備品等の修繕は、本来の耐用年数を維持するために定期的に支出される経費のため、施設活用団体が負担する。 なお、府が所有権を有する備品等については、施設活用団体は将来にわたって権利を主張しないこと。
	備品の新規購入、更新		○	府が所有する備品の更新であり府が購入。(施設活用団体の任意購入は可)
その他	地域・住民対応、自治体との協調	○		地域・住民からの苦情対応、地域・自治体との協調

※府と施設活用団体との責任分担は、原則として上表に掲げる項目について○印のついた者が負うものとし、詳細については、府と施設活用団体が締結する契約書で定めます。

※施設活用団体の故意・過失、契約書に定められた管理を怠ったことによる施設・設備・備品等の損傷・汚損等は、金額の多寡にかかわらず施設活用団体が修繕を行います。

(7) 施設活用団体への貸付期間

貸付期間は、令和9年4月1日～令和14年3月31日の5年間で予定しています。

※ この期間は、京都府議会（以下「府議会」という。）での議決が必要な事項となっています。

※ また、京都府では当該施設のあり方を検討しているところであり、その結果によっては施設活用団体と協議の上、貸付期間を変更する可能性があります。

(8) その他

施設活用団体として選定された団体は、併設する京丹後市の所有地も一体的に管理運営を行うこととなりますので、選定後、京丹後市と調整してください。

4. 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

京都府内に事業所（事務所等を含む）を有する法人その他の団体であって、次の全ての要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、京都府から入札の参加資格を取り消されていないこと。
- ② 京都府から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、京都府から指定管理者の指定の取消しをされた日から 5 年を経過しない団体でないこと。
- ④ 京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている団体でないこと
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（２）グループ応募 （グループ構成員表（様式 1－2）を提出してください。）

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる団体が、京都府内に事業所（事務所等を含む）を有する法人その他の団体であること。

なお、グループの全ての構成員が上記（１）の①～⑥の要件を満たすこと。

※ 応募後の代表団体及び構成員の変更は、原則として認めません。

※ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で応募することはできません。

５．応募書類

（１）申請書（様式 1）

（２）事業計画書

①計画書（１）	施設の活用を行うに当たっての基本方針（様式 2-1） 丹後王国「食のみやこ」を活用するに当たっての基本方針を記述してください。
②計画書（２）	安定した管理運営体制（様式 2-2） 利用者に快適に、また安全に利用してもらうため、安全管理等を含め安定して施設を活用することができる人員配置や運営体制、現在団体に従事している職員の専門技術・ノウハウの活用計画について、提案してください。
③計画書（３）	設置目的の効果的達成の方策（様式 2-3） 利用者に対するサービス向上の方策（開園日・時間の延長、利用料金の引下げ、子育て環境の充実等）、園の利用促進を図るための具体的な方策を提案してください。 また、施設の活用計画、利用者のニーズ把握（満足度調査の実施）等の実施について提案してください。
提案書 1	丹後の農産物を活用した取組を提案してください。

提案書 2	「食」の人材育成に関する取組を提案してください。
提案書 3	丹後地域の観光に関する取組を提案してください。

(3) 収支計画書（様式 3）

(4) 施設の活用計画書（任意様式）

(5) 運営体制表（様式 4）

(6) 団体概要書（様式 5）

様式 5 に加え、下記の書類を添付してください。

① 京都府内に事業所を有する団体であることが確認できる書類

・ 定款又は寄附行為、規約その他これらに類するもの
・ 法人登記簿謄本（登記事項全部証明）※申請日前 3 箇月以内に交付されたもの
・ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し※申請日前 3 箇月以内に交付されたもの

② 応募資格を満たすことが確認できる書類

- ・ 応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書（様式 6）
- ・ 京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

③ 団体の経営状況を示す書類

- ・ 決算書（直近 3 期分）、またはこれに準ずる書類
- ・ 令和 8 年度の事業計画書及び収支予算書、またはこれに準ずる書類

④ 団体役員の名簿（任意様式）

- ・ 役職名、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、現住所を記載した書類

(8) その他知事が必要と認める書類

(9) 提出部数 11 部（正本 1 部、副本 10 部）

(10) 留意事項

- ① 応募 1 団体又は 1 グループにつき、申請は 1 件とします。
- ② グループ応募の場合は、構成員ごとに団体概要書と添付書類を提出してください。
- ③ 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は失格とします。
- ④ 提出された書類の内容を変更することはできません。

- ⑤ 提出された書類は返却しません。
- ⑥ 申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出してください。
- ⑦ 提出された書類は、資格要件等、応募の事実の確認のため、府の関係機関に提供する場合があります。

6. 応募の手続及び選定方法等

応募手続き（スケジュール）及び、選定方法等は、次のとおりです。

（1）問合せ先及び応募書類の提出先

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課（京都府庁2号館4F）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

電話：075-414-4918

E-mail：ninaite@pref.kyoto.lg.jp

（2）応募スケジュール

①募集要項の配布

配布日時：令和8年10月6日（火）から11月17日（火）までの平日午前9時から午後5時までとします。

配布場所：農林水産部経営支援・担い手育成課

※ なお、募集要項は京都府ホームページからもダウンロードできます。

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課ホームページ

<https://www.pref.kyoto.jp/ninaite/news/20261006oukoku.html>

②現地説明会

開催日時：希望に応じて別途調整

開催場所：丹後王国「食のみやこ」情報交流センター2階会議室

申込方法：10月13日（火）午後5時までに参加申込書（様式7）を提出してください。郵送、メールとも可とします。

③応募に関する質問

受付期間：令和8年10月6日（火）から10月27日（火）まで

送付方法：質問書（様式8）に記入し、持参、郵送、メールのいずれかで、上記問合せ先まで送付してください。（電話、口頭による質問は受け付けません。）

・回答日：令和8年10月29日（木）

・回答方法：質問者及び現地説明会参加者全員に電子メールにて回答します。

（回答は、上記問合せ先においても、希望者に配布等を行います。）

④応募書類の受付

受付期間：令和8年10月6日（火）午前9時から11月17日（火）午後5時まで

提出方法：上記提出先まで持参してください。（郵送、FAX、電子メール等での提出は認めません。）

⑤京都府指定管理者等選定審査会による書類選考、ヒアリング審査

審査期間：令和8年11月18日（水）～11月下旬

※ヒアリング・実地調査は必要に応じて行うこととし、開催日時・場所及び実施方法など詳細は、別途応募書類提出者に通知します。

⑥選定結果の通知 令和8年12月上旬頃

京都府指定管理者等選定審査会による審査・評価に基づき、施設活用団体の候補者（以下「活用候補者」という。）を知事が選定します。

なお、決定後、速やかに応募者全員に結果をお知らせします。

（３）選定基準及び審査内容

活用候補者を選定する際の選定基準、審査内容及び配点は別紙のとおりです。

7. 施設活用団体の候補者選定後の手続き等

（１）活用候補者との協議 令和8年12月下旬頃

活用候補者と京都府は、施設活用の細目について協議を行い、協議が整った場合には、この内容を同意書として締結します。

協議に際しては、必要に応じて候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者を施設活用団体の候補者として協議を行います。

【協議の主な内容（予定）】

（貸付期間全体の基本事項）

- ・ 貸付施設の範囲
- ・ 施設活用団体の責務
- ・ 施設の貸付期間
- ・ 利用料金に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項（保守管理・安全点検・衛生管理、修繕等）
- ・ 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- ・ 団体の運営継続が困難となった場合の措置、貸付の取消、解除に関する事項
- ・ 損害賠償に関する事項
- ・ その他

（２）貸借契約の締結 令和9年3月下旬頃

府議会の議決を経て貸付期間全体の基本的な事項を定めた「貸借契約」を締結します。

（３）貸付の開始 令和9年4月1日

施設活用団体として、施設の管理運営を始めていただきます。

※貸付期間（予定）：令和9年4月1日～令和14年3月31日

（４）事業の引継ぎに関する事項

「同意書」の締結後、速やかに、現在の施設活用団体である一般財団法人丹後王国食のみやことの業務引継ぎをスムーズに行えるよう、準備してください。なお業務引継ぎに要した

費用は、全て新しい施設活用団体の負担とします。

8. 留意事項

- (1) 施設活用団体が施設の活用を開始する前において、財務状況の悪化等により運営継続が困難であると認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど施設活用団体としてふさわしくないと認められるときは、貸付契約を締結しない場合や貸付契約を解除することがあります。
- (2) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 選定結果として応募者名、審査結果の概要等の公開をする場合があること、また、提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、御承知の上、応募してください。

■ 選定基準、審査内容及び配点（丹後王国「食のみやこ」）

【（一財）丹後王国食のみやこ】

委員氏名：※ご署名をお願いいたします。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	審査書類			
① 法令遵守による適切な管理 (府通則条例第4条第1号)	・ 基本方針の妥当性(府方針等の適合性)	①団体から提案された施設の活用方針が設置目的や府の方針に沿っているか	確保できない場合は失格	・ 計画書(1) ・ その他全般			
		②施設の設置目的を理解しているか					
		③施設活用団体の役割を理解しているか					
	・ 関係法令の遵守、府民の平等な利用の確保	①平等な利用を図るための具体的手法が確保されているか					
		②事業等の内容に利用者の特定化などの偏りがないか					
		③利用者本位のサービスが提供されているか					
	・ 個人情報の適正な取扱いの確保	①適切な情報管理体制が整備されているか					
		②職員に対する周知(研修)が十分なされているか					
		③委託先等への情報管理体制が確立されているか					
② 安定した管理能力 (府通則条例第4条第2号)	・ 人的能力(人員配置・組織体制の妥当性)	①人員体制は十分か(専門職の確保、管理責任者の確保、職員数の確保の確実性)	(※適否を記載)	・ 計画書(2) ・ 運営体制表 ・ 団体概要調書			
		②職員の指導育成、研修体制は十分か					
	・ 物的能力(経営基盤の安定性)	①経営状況が安全かつ健全なものか					
		②事業規模に対して所有する財産の規模が適正であるか					
		③財務諸表のバランスが取れているか					
	・ 業務遂行力(業務実績、団体の信用性)	①類似施設等を良好に運営した実績はあるか					
		②収支計画書と事業計画書の内容は整合しているか、また実現可能性はあるか					
	・ 安全管理(通常時の安全管理、緊急時の対応力)	①災害その他緊急時の危機管理体制は確立されているか					
		②事故未然防止等、入園者への安全管理体制は十分か					
	③ 施設の効果的な管理 (府通則条例第4条第3号)	・ 利用者に対するサービスの向上			①具体的方策が提案され、期待できる効果や実現可能性・継続性はあるか(開園時間、利用申込・利用決定手続き等)	(※適否を記載)	・ 計画書(3) ・ 施設の活用計画書
					②トラブル防止や苦情等への対処法が確立されているか		
		・ 利用促進、利用者増への取り組み			①具体的方策が提案され、期待できる効果や実現可能性・継続性はあるか(利用促進策、利用者の意見を反映するための具体的な方策等)		
・ 施設の効用を最大限発揮するため、地域との連携や地域貢献活動等、施設の特性に応じた取り組み		①地元農産物を活かした商品開発や販路拡大等につながる具体的な提案となっているか					
		②地域経済の発展につながる「食」の人材育成を進める具体的な提案となっているか					
		③丹後地域の特性を活かした誘客対策や地域の発展につながる具体的な提案となっているか					
・ 自主事業等の提案力		①設置目的の趣旨に合致し、通常の施設の適正管理に支障をきたさないものか					
		②十分な創意工夫や実現可能性があるか					
④ 施設の効率的な管理 (府通則条例第4条第3号)		・ 経費の縮減効果 当該施設の管理運営に係る府の経費		(※適否を記載)	・ 収支計画書		
総合評価			(※適否を記載)				

※ 府通則条例：京都府の施設の管理等に関する条例(平成17年京都府条例第1号)